事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

ハザードマップでは、市内を流れる主な河川である二級河川の加茂川流域において、最大で5~10mの浸水が予測され、鳥羽商工会議所が立地する地域においては、1m未満の浸水が予測されている。また、中心市街地地域は、加茂川の浸水予測の対象外地域となっているが、近くを流れる明慶川で以前、大きな浸水被害があったことから、浸水の危険性がある。

(土砂:ハザードマップ)

市域の約65%が山林であることから、ハザードマップでは、ほとんどの地域で、背後を山林に面しており、地滑り等の土砂災害が生じる恐れがある。

鳥羽商工会議所が立地する周辺は、平地であることから、土砂災害の危険性は他地域よりも少なくなっている。

(地震)

過去最大クラスの南海トラフ地震では、市の大半において震度6弱が想定され、人口が集中する 鳥羽、大明、安楽島地区等の沿岸部及び内陸部に震度6強が想定されている。

理論上最大クラスの南海トラフ地震では、市内のほぼ全域で震度6強が想定され、人口が集中する鳥羽、大明、安楽島地区等の沿岸部及び内陸部では震度7が想定されている。

また、南海トラフ地震は、マグニチュード8~9クラスが今後30年以内で70~80%の確率で発生すると言われている。

(津波:ハザードマップ)

地震被害想定調査では、市内全体での津波浸水面積が過去最大クラスの地震で約7.7 Km²、理論上最大クラスの地震で約8.8 Km²と予測されている。

ハザードマップでは、鳥羽商工会議所が立地する周辺において、1~2mの浸水や30cmの津波の到達時間が25分と予測されている。

(その他)

鳥羽市は三重県の東端部に位置して海岸地帯に属しており、黒潮の影響で温暖な気候である。過去5年間の年間降水量の平均値が約2,470mmと日本の平均的な降水量の1,700~1,800mmを大きく上回っている。

昭和期以降で、死傷者が発生した気象災害は4件あり、昭和28年、昭和34年、昭和57年、昭和63年の台風で死者、負傷者が生じたが、これ以降は台風等による重大な人的被害は発生していない。

平成期に入ってからは、平成3年の台風第18号によるさくらが丘団地の土砂災害、平成24年の台風第17号による妙慶川周辺及び坂手町での浸水被害、平成27年の台風第18号によるさくらが丘団地及び加茂地区の土砂災害や市内各地で床上下浸水被害が発生した。

また、津波については、過去に漁業関係(カキ養殖等)において何度か被害が発生している。

(2) 商工業者の状況

平成28年経済センサス基礎調査(鳥羽市)

H28_産業分類	事業所数	従業者数 総数【人】	従業者数 男【人】	従業者数 女【人】
A農業,林業	4	19	13	6
B漁業	7	69	39	30
C鉱業,採石業,砂利採取業	1	15	14	1
D建設業	115	4 4 5	376	69
E製造業	99	845	496	349
F電気・ガス・熱供給・水道業	3	13	12	1
G情報通信業	4	5	2	3
H運輸業,郵便業	25	339	296	43
【卸売業,小売業	317	1, 580	705	875
J金融業,保険業	18	141	51	90
K不動産業,物品賃貸業	35	117	77	40
L学術研究。専門・技術サービス業	23	95	48	47
M1宿泊業	167	3, 683	1, 842	1, 841
N生活関連サービス業、娯楽業	109	258	113	145
0教育, 学習支援業	13	292	173	119
P医療,福祉	53	772	249	510
Q複合サービス事業	21	145	82	63
Rサービス業(他に分類されないもの)	82	393	217	176
R2サービス業(政治・経済・文化団体、宗教を除く)	32	270	140	130

資料: 総務省・経済産業省平成28年経済センサス基礎調査

(3) これまでの取組

①鳥羽市の取組

- 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄など

②鳥羽商工会議所の取組

- ・鳥羽市との「地震・津波・風災害の災害応急工事に関する協定」の締結(平成22年度)
- ・事業者BCP策定セミナーの開催 金融部会事業(平成27年度~) 東京海上日動火災保険㈱と連携したBCP策定セミナー
- ・事業者BCPに関する国施策・ハザードマップの周知 当所発行の会報誌にて会員事業所(約1,000件)へ周知 常議員会、部会開催を通じて出席者へ周知
- ・地域内の金融機関・建設業界との防災対策・ネットワーク構築を目的とした視察 東日本大震災被災地視察

(平成30年7月13日~15日宮城県気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市)

- 三重県大紀町錦地区防災タワー・防潮堤視察(平成30年10月29日)
- 徳島県美波町由岐地区事前復興まちづくり視察(平成30年8月12・13日)
- ・鳥羽市が実施する防災訓練(生き埋め者救出訓練)への参加・資材協力(建設運輸部会)
- ・東南海トラフ地震からの早期復旧・復興を目的とした事前復興プラン策定(進行形)

Ⅱ 課題

「地震・津波・風災害の災害応急工事に関する協定」について、担当課との意見交換により連絡系統の調整は行っているが、訓練による実行性の検証がされていない。所内で作成した事業継続計画(BCP)においても今後も継続的に計画の更新を行っていくことが必要であると考える。

また、三重県企業のBCP策定企業割合は10.3%で、全国平均(15.0%)を下回り、全国順位は36位となっており、三重県内企業に対するアンケート調査でも「BCPを策定するつもりはない」、「BCPという名称を知らない」と回答した企業の割合が42.9%あることから当地域においてもBCP(事業継続)の認識(必要性)が不足していると見込まれるため、セミナー開催や配布

物を通じて会員企業へ周知していく必要があると考えられる。

(出典) 三重県事業所アンケート調査(令和元年度)

(出典) 帝国データバンク「事業継続計画 (BCP) に対する企業の意識調査 (2019年)」

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対してハザードマップ、市の防災訓練を通じて災害リスクを認識させ、事前 対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、鳥羽商工会議所と鳥羽市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内におけるBCPの運用体制、行政を含む関係機関 との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和2年4月1日~令和7年3月31日)

- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
- ・鳥羽商工会議所と鳥羽市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、鳥羽市の大半において震度6弱が想定されることから東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策・復興まちづくりをはじめ、今やるべき防災対策・将来の強靭なまちづくりを検討しておく必要がある。

事前の地震・津波対策に万全を期すことができれば、この被害を大幅に低減、少なくとも死者数を限りなくゼロに近づけていくことも可能であり、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能であると考えられるため、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

現在、当所が取り組む「事前復興プラン」の策定は被災後の鳥羽市の早期復興まちづくりの方向性を示すものでもあり、防災、土地利用、産業、医療、福祉・教育など、まちづくりの多様な要素を含むため、行政の地域総合計画や都市計画、土地利用規制、防災計画、景観形成といった法定計画の基礎となる総合的な地域別ビジョンとして考えることができることから都市マスタープラン総合計画の位置づけを図る。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ○市広報や商工会議所会報 (DM)、ホームページ等を活用し、以下の内容を周知する
 - モデルBCP、ハザードマップによる災害リスク
 - ・建物耐震性や設備の固定対策・浸水対策等

- ・リスクファイナンス(火災保険・休業補償等)の重要性
- ○防災減災セミナー、BCP策定セミナーの開催を通じた防災意識向上の啓発

②鳥羽商工会議所の事業継続計画の作成

鳥羽商工会議所は令和元年 12 月に事業継続計画(BCP)を作成(別添)。

③関係団体等との連携

会員企業でもある損保会社に専門家派遣を依頼し、BCP策定を目的とした普及啓発セミナーや損害保険(休業補償)の紹介等を行う。

津波等被災の影響が強く懸念される市内企業の抽出と「BCP 策定」への指導体制の充実

④フォローアップ

会員企業が実施する防災訓練等について指導や専門家の紹介等を行う。

国・自治体等の事業継続力強化に関する支援策について情報提供する。

BCP普及啓発セミナー等を開催し、会員企業に対してBCP策定支援を実施。

定期的な巡回訪問を通じて実施、取組状況を把握する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

・理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生したと仮定し、市との防災協定に則り鳥羽市と商工会議所の間で連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の 手順で地域の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を図る。

① 応急対策の実施可否の確認

商工会議所は事業継続計画(BCP)に基づき、災害用伝言版や SNS を活用し、職員の安否確認を行う。発災後は速やかに事務所機能を復旧させ、所内の災害対策本部を立ち上げるとともに鳥羽市・商工会議所連合会へ職員の安否報告を行う。※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

② 応急対策の方針決定

・当所と鳥羽市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

当所BCPに基づき、職員自身の目視で命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤をさせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

※被害規模の目安は以下を参考にする

大規模な被害がある ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、

比較的軽微な被害が発生している。

・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、

大きな被害が発生している。

・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、

交通網が遮断されており、確認ができない。

被害がある ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、

比較的軽微な被害が発生している。

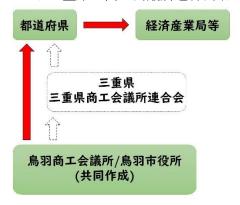
・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、

大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない・目立った被害の情報がない。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・発災後の二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて取り決める。
- ・市内、避難所の巡回を通じて小規模事業者の被害情報を確認し、迅速な報告及び指揮命令を円滑に 行うことができる仕組みを構築する。
- ・鳥羽商工会議所と鳥羽市は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・鳥羽商工会議所と鳥羽市が共有した情報を三重県の指定する方法にて鳥羽商工会議所又は鳥羽市より三重県・商工会議所連合会(日本商工会議所)へ報告する。



< 4. 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援>

- ・鳥羽商工会議所事務局の早期復旧が困難な場合に備え、鳥羽市と相談窓口の開設方法について調整 しておく。(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
 - 金融相談については金融機関の復旧次第で実施する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策について小規模事業者等へ周知する。

< 5. 小規模事業者に対する復興支援>

・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を取り決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。

(別表2)

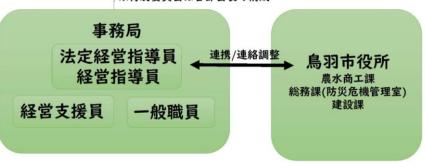
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年2月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)





- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営 指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

吉川 龍 TEL:0599-25-2751

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
- ①商工会議所

鳥羽商工会議所

〒517-0022 三重県鳥羽市大明東町1番7号

Tel 0599-25-2751 fax 0599-26-4988

E-mail:info@toba.or.jp

②関係市町村

鳥羽市役所 農水商工課

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

Tel 0599-25-1156 Fax 0599-26-2810

E-mail:syoko@city.toba.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要	な資金の額	300	300	300	300	300
	専門家派遣	150	150	150	150	150
	協議会運営費	50	50	50	50	50
	セミナー 開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

負担金、国補助金、県補助金、市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所	
並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
2	
3	
•	
•	
•	
連携して事業を実施する者の役割	
3	
•	
連携体制図等	
2	
3	